

鴻巣市事務処理誤り等に対する措置に関する要領第5条に係る公表（令和6年4月公表分）

	判明日	件名	概要	個人情報漏えいの有無 (件数)	再発防止策	所管課 (連絡先)
	R6.2.13	体育施設利用における振替利用未済について	<p>体育施設において、悪天候等により施設利用ができなかった場合や、利用料金区分変更による料金の減額が発生した場合には、後日同一施設内での振替対応や、利用料金への充当対応を行っている。</p> <p>しかしながら、指定管理者による利用者との連絡調整ができないまま、振替・充当未済が発生していることが判明した。</p> <p>※対象件数：683件（408団体）</p> <p>※平成24年4月1日以降の振替未決済分（利用者の責めに帰すことができない理由のみ）</p>	無	<p>今後、振替が発生した場合は、振替可能な期限を設定し、施設窓口または電話で利用者へ振替利用の案内を行うとともに、期限を過ぎた予約について速やかに還付の処理を行う。</p> <p>また、半年に1度モニタリングを行い、各施設の振替利用未済の有無を確認し、該当がある施設の指定管理者に対し、確実に振替対応を行うよう指導を行う。</p>	<p>スポーツ課 048-543-6660</p>